



発行 新潟県

第 85 号

令和8年10月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 43 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ICT推進課）

告 示

- 838 鳥獣保護区の存続期間の更新（環境対策課）
839 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定（高齢福祉保健課）
840 指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
841 介護老人保健施設又は介護医療院の廃止（高齢福祉保健課）
842 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
843 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
844 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）
845 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止（障害福祉課）
846 農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
847 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
848 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
849 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
850 漁船損害等補償法第112条第1項に規定する地域の指定の変更（水産課）
851 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
一般競争入札の実施（財務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 78 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
79 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
80 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
81 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
82 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
83 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）
84 個人演説会等を開催することのできる施設の指定報告（選挙管理委員会）
85 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）

監査委員公表

- 監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）
監査結果報告公表（監査委員事務局）

教育委員会公告

- 令和9年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集（高等学校教育課）

令和9年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集（高等学校教育課）

令和8年度実施新潟県立学校実習助手採用選考検査の実施について（高等学校教育課）

規 則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第43号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第4条 （略） 2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、リからレまで、 <u>ク及びフ</u> に掲げる情報とする。	（条例別表第2の規則で定める事務及び情報） 第4条 （略） 2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、リからレまで、 <u>ク及びヤ</u> に掲げる情報とする。
（条例別表第3の規則で定める事務及び情報） 第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る <u>同号ヤ及びマ</u> に掲げる情報とする。 2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る <u>同号オ及びク</u> に掲げる情報とする。 3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る <u>同号ヤ及びマ</u> に掲げる情報とする。	（条例別表第3の規則で定める事務及び情報） 第5条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は、省令第44条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要保護者等に係る <u>同号ノ及びオ</u> に掲げる情報とする。 2 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は、省令第127条各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、同条第1号に規定する要支援者等に係る <u>同号ノ及びオ</u> に掲げる情報とする。 3 条例別表第3の3の項の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る <u>同号ノ及びオ</u> に掲げる情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第838号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書きの規定により、鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 乙鳥獣保護区

(1) 区域

胎内市乙地内の市道大日門前通線と主要地方道新潟新発田村上線との交点を起点とし、ここから同主要地方道を南西に進み、大出・富岡の両集落を経て旧胎内橋に至る。ここから逆水川左岸を南西から北西に進み、林に至る。ここから林縁沿いに日本海に向かって進み、国道113号を横切り飛砂防備保安林に至る。ここから同保安林の南西端から北西に進み、海岸線に至る。ここから海岸線を北北東に荒井浜を経て約4,000メートル進み、株式会社ナカショクに通じる農道に至る。ここから同農道を東に進み、市道乙・桃崎浜・海老江線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道乙門前通・乙バイパス線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道大日門前通線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和28年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は広葉樹林、針葉樹林など林相の変化に富む地域であり、オオタカ、ハヤブサなどをはじめ多様な鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣の保護を図る。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施することにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

2 二貫寺の森鳥獣保護区

(1) 区域

上越市大字上真砂地内の飯田川右岸と水道橋との交点を起点とし、同河川を右岸に沿って下流に約1,800メートル進み、下百々地内の耕作地と森林の境界を東に進み、県道上越頸城大湯線に至る。ここから同県道を越えて、道路と森林及び、家屋と森林並びに耕作地と森林の境界を東に約430メートル進み農道との交点に至る。ここから同農道に沿って南に約500メートル進み、同農道を駒林地区沿いに東に折れ約450メートル進み、水道橋に至る。ここから水道橋を渡り起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

令和 8 年11月 1 日から令和18年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

当該地域は、市街地周辺に残された樹林湿地帯であり、多様な鳥類が生息していることから、鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るとともに、自然とのふれあいや鳥獣の観察および保護活動を通じた環境教育の場の確保にも資する。

ウ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

◎新潟県告示第839号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項（又は第53条第 1 項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	訪問介護もみの木	新潟県燕市吉田東町 14-26	合同会社樫の木	令和 8 年10月 1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	あたご訪問看護ステーション寺町	新潟県上越市寺町 2 丁目18番10- 5 号	社会福祉法人上越 あたご福祉会	令和 8 年10月 1 日
訪問看護 介護予防訪問看護	もくれん訪問看護ステーション	新潟県長岡市小国町 法坂708番地 1	合同会社木蓮	令和 8 年10月 1 日

短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護	広域型特養ショートステイ インパシー	新潟県阿賀野市南安 野町8番20号	社会福祉法人飛翔 福祉会	令和8年10月1 日
------------------------------	-----------------------	----------------------	-----------------	---------------

◎新潟県告示第840号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月 日	廃止年月日
訪問介護ステーションきぼう	新潟県柏崎市城東2-1-40	株式会社B a s e	訪問介護	令和8年9月24 日	令和8年9月30 日
株式会社デムス	新潟県長岡市呉服町2丁目2番地15号	株式会社デムス	特定福祉用具販売 特定介護予防 福祉用具販売	令和8年7月9 日	令和8年9月30 日

◎新潟県告示第841号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項（又は第113条第2項）の規定により、介護老人保健施設（又は介護医療院）の開設者から次のとおり施設の廃止の届出があった。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

施設の名称	所在地	開設者	サービスの種類	届出の受理年月 日	廃止年月日
あがの市民病院介護老人保健施設五頭の里	新潟県阿賀野市岡山町13番23号	阿賀野市	介護老人保健施設	令和8年7月3 日	令和8年9月30 日
あがの市民病院介護老人保健施設五頭の里	新潟県阿賀野市岡山町13番23号	阿賀野市	通所リハビリテーション 介護予防通所リハ ビリテーション	令和8年7月3 日	令和8年9月30 日
あがの市民病院介護老人保健施設五頭の里	新潟県阿賀野市岡山町13番23号	阿賀野市	短期入所療養介護 介護予防短期入所 療養介護	令和8年7月3 日	令和8年9月30 日

◎新潟県告示第842号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
共同生活援助	アザレアみーあ	長岡市長町 2 丁目甲 1647番地11	有限会社アイ・エヌ・シー	令和 8 年 10月 1 日
就労継続支援 B 型	ANELLA CAFE 新潟新発田店	新発田市豊町 2 丁目 6 ー 21	合同会社Uprock Corporation Anella Niigata	令和 8 年 10月 1 日
就労選択支援	障がい者支援センターひかり工房	小千谷市大字小栗田 2722番地 1	社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会	令和 8 年 10月 1 日
居宅介護	訪問介護もみの木	燕市吉田東町14番26号	合同会社樫の木	令和 8 年 10月 1 日
就労移行支援	就労支援事業所いろうどり	燕市新興野 9 ー11	株式会社コーケン	令和 8 年 10月 1 日
就労継続支援 B 型				
短期入所	共同生活援助ぽの	阿賀野市中央町 2 丁目 17番20	社会福祉法人皆幸希福祉会	令和 8 年 10月 1 日

◎新潟県告示第843号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
居宅介護	新発田市社協居宅介護等事業所	新発田市住田501番地	社会福祉法人新発田市社会福祉協議会	令和 8 年 9月 1 日
重度訪問介護				

◎新潟県告示第844号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	重心型児童発達支援及び放課後等デイサービスリバルテ	長岡市今井 2 丁目26	株式会社リーベ・フロイデ	令和 8 年 10月 1 日
放課後等デイサービス				
児童発達支援	SMiDデイサービスUmi	上越市国府 1 丁目 2 番 38号	特定非営利活動法人ギフテッド	令和 8 年 10月 1 日
放課後等デイサービス				

◎新潟県告示第845号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
放課後等デイサービス	南さくら工房	上越市大手町5-32	社会福祉法人さくら園	令和8年9月30日

◎新潟県告示第846号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	1者	松喜和砂山1308番1 0.04ha
新発田市	6者	三日市道上645番ほか49筆 5.8ha
阿賀野市	66者	前山道上428番1ほか619筆 60.2ha
胎内市	1者	築地裏山3681番1ほか1筆 0.5ha
新潟市	122者	北区島見町4836番2ほか1,081筆 85.7ha
五泉市	10者	木越荒屋門後2976番1ほか75筆 6.1ha
三条市	46者	東本成寺番上田150番1ほか189筆 18.5ha
燕市	42者	牧ヶ花大苗代67番ほか268筆 70.4ha
弥彦村	5者	麓村新田雁潟27番ほか15筆 1.7ha
長岡市	20者	与板町山沢堀田1047番1ほか85筆 11.5ha
見附市	4者	新潟町中村575番1ほか36筆 5.1ha
小千谷市	15者	岩沢岩下5959番1ほか59筆 5.5ha
魚沼市	18者	根小屋万子田824番1ほか82筆 9.1ha
南魚沼市	5者	宮野下神明原1699番ほか5筆 0.5ha
十日町市	12者	太平上ノ山876番ほか51筆 7.4ha
津南町	14者	下船渡己6087番1ほか75筆 10.5ha
柏崎市	54者	山室滝谷7番3ほか181筆 13.4ha
上越市	63者	安塚区信濃坂有畑864番ほか225筆 53.8ha
妙高市	10者	吉木川原田2番ほか27筆 3.0ha
糸魚川市	1者	五十原1464番ほか2筆 0.3ha
佐渡市	19者	秋津古川2211番ほか42筆 8.0ha
合計	534者	3,188筆 377.1ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	12者	飯森杉道願上303番ほか20筆 1.4ha
五泉市	1者	木越赤錆999番1ほか14筆 0.4ha
三条市	5者	東光寺関根1962番ほか6筆 0.2ha
長岡市	3者	吹谷神妙野1148番1ほか3筆 0.2ha
小千谷市	7者	上片貝マセ沢272番ほか26筆 1.3ha
魚沼市	8者	根小屋向島6449番1ほか18筆 1.2ha
南魚沼市	1者	宮野下神明原531番1 0.1ha

上越市	7 者	安塚区信濃坂有畑865番ほか12筆 0.6ha
合計	44者	107筆 5.3ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1 者	松喜和砂山1308番1 0.04ha
新発田市	5 者	三日市道上645番ほか49筆 5.8ha
阿賀野市	42者	京ヶ島居浦432番ほか619筆 60.2ha
胎内市	2 者	築地裏山3681番1ほか2筆 0.6ha
新潟市	88者	北区島見町4836番2ほか1,081筆 85.7ha
五泉市	4 者	木越荒屋門後2976番1ほか75筆 6.1ha
三条市	36者	東本成寺番上田150番1ほか189筆 18.5ha
燕市	11者	牧ヶ花大苗代67番ほか268筆 70.4ha
弥彦村	5 者	麓村新田雁潟27番ほか15筆 1.7ha
長岡市	15者	与板町山沢堀田1047番1ほか97筆 15.9ha
見附市	4 者	新潟町中村575番1ほか36筆 5.1ha
小千谷市	5 者	岩沢岩下5959番1ほか59筆 5.5ha
出雲崎町	1 者	藤巻前田282番2 0.1ha
魚沼市	10者	根小屋万子田824番1ほか82筆 9.1ha
南魚沼市	1 者	宮野下神明原1699番ほか5筆 0.5ha
十日町市	7 者	太平上ノ山876番ほか51筆 7.4ha
津南町	3 者	下船渡己6087番1ほか75筆 10.5ha
柏崎市	24者	平井西川原2879番2ほか181筆 13.4ha
上越市	33者	安塚区信濃坂有畑864番ほか225筆 53.8ha
妙高市	5 者	吉木川原田2番ほか27筆 3.0ha
糸魚川市	2 者	五十原1464番ほか2筆 0.3ha
佐渡市	14者	後尾1625番ほか42筆 8.0ha
合計	318者	3,202筆 381.9ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	9 者	飯森杉道願上303番ほか20筆 1.4ha
五泉市	1 者	木越赤錆999番1ほか14筆 0.4ha
三条市	5 者	東光寺関根1962番ほか6筆 0.2ha
長岡市	3 者	与板町南中上新田297番1ほか4筆 0.3ha
小千谷市	1 者	上片貝マセ沢272番ほか26筆 1.3ha
魚沼市	7 者	根小屋向島6449番1ほか18筆 1.2ha
南魚沼市	1 者	宮野下神明原531番1 0.1ha
上越市	4 者	安塚区信濃坂有畑865番ほか12筆 0.6ha
合計	31者	108筆 5.4ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	4 者	福田村北280番ほか16筆 1.9ha
新潟市	2 者	北区濁川3039番ほか73筆 6.9ha
長岡市	1 者	福井町（土地改良）2494番 1.0ha
津南町	1 者	上郷宮野原10055番ほか1筆 0.3ha
柏崎市	1 者	藤井山崎1171番ほか2筆 0.4ha
上越市	1 者	大潟区内雁子北谷内536番ほか2筆 0.1ha

妙高市	1 者	広島万見1244番ほか85筆 4.3ha
合計	11者	186筆 15.0ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	1 者	北区新崎2807番2 0.03ha
合計	1 者	1筆 0.03ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を行う者	所有権の移転を行う土地
村上市	2 者	宿田家ノ後3552番ほか2筆 0.7ha
新潟市	3 者	北区小杉平作浦9287番ほか9筆 2.0ha
五泉市	1 者	矢津四百ガリ575番ほか2筆 0.8ha
三条市	2 者	代官島三反文2567番1ほか5筆 1.2ha
燕市	1 者	米納津16442番1 0.005ha
長岡市	6 者	下条町新田1686番1ほか19筆 5.5ha
魚沼市	1 者	根小屋萬子田824番1ほか2筆 0.4ha
南魚沼市	1 者	山口欠ノ下890番1ほか11筆 1.0ha
十日町市	1 者	下組4513番ほか2筆 0.4ha
柏崎市	9 者	上条日塚625番ほか15筆 1.1ha
上越市	13者	板倉区田屋東沖47番1ほか75筆 6.8ha
佐渡市	8 者	八幡境2435番ほか15筆 3.4ha
合計	48者	169筆 23.2ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
村上市	2 者	宿田家ノ後3552番ほか2筆 0.7ha
新潟市	3 者	北区小杉平作浦9287番ほか9筆 2.0ha
五泉市	1 者	矢津四百ガリ575番ほか2筆 0.8ha
三条市	2 者	代官島三反文2567番1ほか5筆 1.2ha
燕市	1 者	米納津16442番1 0.005ha
長岡市	6 者	下条町新田1686番1ほか19筆 5.5ha
魚沼市	1 者	根小屋萬子田824番1ほか2筆 0.4ha
南魚沼市	1 者	山口欠ノ下890番1ほか11筆 1.0ha
十日町市	1 者	下組4513番ほか2筆 0.4ha
柏崎市	1 者	上条日塚625番ほか15筆 1.1ha
上越市	10者	板倉区田屋東沖47番1ほか75筆 6.8ha
佐渡市	6 者	八幡境2435番ほか15筆 3.4ha
合計	35者	169筆 23.2ha

2 認可年月日

令和8年10月30日

◎新潟県告示第847号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

上越市大字中真砂1052	田	1, 441
上越市大字中真砂1054	田	51

2 利用権の内容
 水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間
 令和 9 年 4 月
 5 年

4 貸借に相当する補償金の額
 74, 195円

5 補償金の支払い方法
 利用権の始期までに新潟地方法務局上越支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第848号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市中条北252番	田	4, 562
長岡市中条南252番	田	9, 389
長岡市中条南262番 2	田	3, 809

- 2 利用権の内容
 水稻栽培
- 3 利用権の始期及び存続期間
 令和 9 年 3 月
 5 年
- 4 貸借に相当する補償金の額
 883, 120円
- 5 補償金の支払い方法
 利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第849号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
胎内市鼓岡字田中2441	田	6, 110

- 2 利用権の内容
 水稻栽培
- 3 利用権の始期及び存続期間
 令和 9 年 2 月
 5 年
- 4 貸借に相当する補償金の額
 182, 295円
- 5 補償金の支払い方法
 利用権の始期までに新潟地方法務局新発田支局に補償金を供託する。

◎新潟県告示第850号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第4項の規定により所有する指定漁船の全部を政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険に付されなければならない指定漁船所有者の範囲を定めるための地域の指定を次のとおり変更する。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

変更前の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区域
金泉北狄南部	佐渡市北狄、戸地、戸中、達者、小川の区域
稲鯨	佐渡市相川一丁目、相川一丁目浜町、相川一丁目裏町、相川市町、相川石扣町、相川板町、相川六右衛門町、相川羽田村、相川羽田町、相川西坂町、相川濁川町、相川二丁目、相川二丁目浜町、相川二丁目新浜町、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸村、相川勘四郎町、上相川町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川上京町、相川紙屋町、相川大工町、相川惣徳町、相川長坂町、相川中京町、相川中寺町、相川奈良町、相川馬町、相川弥十郎町、相川八百屋町、相川米屋町、相川小六町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小右衛門町、相川江戸沢町、相川四十物町、相川会津町、相川海士町、相川左門町、相川材木町、相川坂下町、相川三丁目、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町、相川北沢町、相川銀山町、相川夕白町、相川南沢町、相川味噌屋町、相川水金町、相川新五郎町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川下寺町、相川下京町、相川新西坂町、相川塩屋町、相川新材木町、相川下山之神町、相川柴町、相川四丁目、相川四丁目浜町、相川新浜町、下相川、相川広間町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川諏訪町、相川炭屋町、相川鹿伏、相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見、八幡、八幡新町、八幡町、河原田本町、河原田諏訪町、中原、鍛冶町、石田、上長木、下長木、長木、上矢馳、二宮、市野沢、真光寺、山田、青野、窪田、東大通、沢根五十里、沢根籠町、沢根炭屋町、沢根、沢根町の区域

変更後の加入区の名称及び区域

加入区の名称	区域
稲鯨	佐渡市北狄、戸地、戸中、達者、小川、相川一丁目、相川一丁目浜町、相川一丁目裏町、相川市町、相川石扣町、相川板町、相川六右衛門町、相川羽田村、相川羽田町、相川西坂町、相川濁川町、相川二丁目、相川二丁目浜町、相川二丁目新浜町、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸村、相川勘四郎町、上相川町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川上京町、相川紙屋町、相川大工町、相川惣徳町、相川長坂町、相川中京町、相川中寺町、相川奈良町、相川馬町、相川弥十郎町、相川八百屋町、相川米屋町、相川小六町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小右衛門町、相川江戸沢町、相川四十物町、相川会津町、相川海士町、相川左門町、相川材木町、相川坂下町、相川三丁目、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町、相川北沢町、相川銀山町、相川夕白町、相川南沢町、相川味噌屋町、相川水金町、相川新五郎町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川下寺町、相川下京町、相川新西坂町、相川塩屋町、相川新材木町、相川下山之神町、相川柴町、相川四丁目、相川四丁目浜町、相川新浜町、下相川、相川広間町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川諏訪町、相川炭屋町、相川鹿伏、相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見、八幡、八幡新町、八幡町、河原田本町、河原田諏訪町、中原、鍛冶町、石田、上長木、下長木、長木、上矢馳、二宮、市野沢、真光寺、山田、青野、窪田、東大通、沢根五十里、沢根籠町、沢根炭屋町、沢根、沢根町の区域

◎新潟県告示第851号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市川岡字中通52番 1 から同市長起字西野地576番まで
- 3 供用開始の期日 令和 8 年11月 1 日

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 落札件名及び数量
警報器付きポケット線量計 1,305台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
- 3 落札決定日
令和 8 年 9 月 1 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社千代田テクノル 柏崎刈羽営業所
新潟県柏崎市荒浜 2 - 15 - 5
- 5 落札価格
57,132,900円
- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和 8 年 7 月14日

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、新潟県授業料等収納管理システム構築及び運用保守業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和 8 年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県授業料等収納管理システム構築及び運用保守業務
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 委託契約期間
契約締結日から令和15年 3 月31日まで
 - (4) 履行場所
新潟県教育庁財務課の指定する場所
- 2 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和8年10月30日(金)から令和8年11月12日(木)までの間に、新潟県教育庁財務課ホームページからダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/>

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ

(3) 問い合わせ等

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年12月10日(木)午後1時30分

(2) 場所

新潟県庁行政庁舎16階 入札室(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

4 本件入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 令和8年10月30日以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立をされた者

イ 令和8年10月30日以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

(3) 次の5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(4) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との契約において、当該契約の全部又は一部について債務不履行をした者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 次のア及びイの認証を取得していること。

ア ISO/IEC 27001若しくはJIS Q 27001認証又はプライバシーマーク

イ ISO9001認証

(7) 本業務と同種の料金徴収・債権管理に係るシステム構築業務及び運用保守業務について、本入札公告日から起算して過去5年以内に契約実績を有し、かつ、本入札公告日現在において当該業務を継続していること。

なお、当該実績はデータ管理対象者数30,000人以上の業務とする。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

(1) 提出

ア 提出期間

令和8年11月24日(火)午後5時まで

イ 提出場所

郵便番号: 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1(15階)

新潟県教育庁財務課財務管理係

ウ 提出方法

持参する場合は、本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が提出場所に提出期間内(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送する場合は、書留又は配達記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

エ 提出書類及び部数

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

令和 8 年11月30日（月）までに電子メールで通知する。

6 入札の方法

(1) 次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が 3 に定める入札執行の日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封の上、上記 1 (1) の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したものに限る。）を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3 (1) に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5 (1) イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に 1 (1) の調達案件の名称及び 3 (1) に定める入札執行日時を記載したものに限る。）をもって 3 (1) に定める日の前開庁日の午後 5 時までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他、入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第 1 項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額の100分の 5 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（小切手は利用不可）とする。ただし、財務規則第43条第 1 号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の現金（小切手は利用不可）とする。ただし、財務規則第44条第 1 号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(4) 契約の停止等

本件調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(5) その他

詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction, operation and maintenance of Tuition fee collection system of Niigata Prefectural Government

(2) Time and place of bidding:

1 : 30 p.m. December 10, 2026

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Financial Affairs Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

950-8570, JAPAN

TEL : 025-280-5590

E-mail : ngf500020@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、除排雪業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年10月30日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 件名

新潟県立中央病院 除排雪業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県建設工事等入札参加資格者名簿で業種「土木一式」に登録されている者であること。

(7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記 3 (1) の交付場所で交付する。

(3) 参加資格確認書類の提出期限

令和 8 年11月11日 (水) 午後 5 時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和 8 年11月18日 (水) 午前10時00分

新潟県立中央病院 講堂 1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第 5 号。以下「規程」という。）第186条第 3 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記 2 に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記 3 (3) により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、夜間看護補助者派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年10月30日

新潟県立中央病院長 田部 浩行

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立中央病院 夜間看護補助者派遣業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(7) 新潟県内に本社または事業所を有していること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書類の提出期限

令和8年11月11日（水） 午後5時15分

4 入札、開札の日時及び場所

令和8年11月18日（水） 午前10時20分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和 8 年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

(イ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所 の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市 町村等の区 域を単位と して設けら れる支部	届出年月日
民主改革の会新潟県第 1区総支部	本多智奈美	佐藤真一	新潟県新潟 市中央区米 山2-5- 8米山プラ ザビル202	衆議院議員	○	R8. 10. 09

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木まなぶと新しいに	和田光弘	五十田裕子	新潟県新潟市中央区網川原2-44-13	R8. 10. 02

いがたをつくる会

ありなみたもつ後援会	石田裕之	有波かおる	新潟県燕市小中川729	R8. 08. 14
飯浜なおき後援会	飯浜直樹	飯浜直樹	新潟県加茂市千刈 3-13-25	R8. 09. 03
石田義明後援会	石田義明	石田雅人	新潟県見附市釈迦塚町643	R8. 07. 28
小柳一雄後援会	小柳一雄	小林美代子	新潟県燕市熊森1455-1	R8. 08. 27
加藤つばさ後援会	加藤翼	石坂陽之介	新潟県長岡市今朝白 1-10-7 平井ビル4階	R8. 09. 25
金子ようた後援会	阿部淳	金子洋大	新潟県長岡市旭町 2-3-31	R8. 07. 29
かばさわ新一後援会	樺澤新一	樺澤巖	新潟県長岡市宝 4-6-29	R8. 09. 17
こすげ淳一後援会	石田誠夫	栗田英明	新潟県上越市藤巻 8-59 山吉ビル	R8. 08. 06
佐藤とおる後援会	高橋健一	大塚美正	新潟県見附市小栗山町1849	R8. 08. 12
税理士による内山こう 後援会	石田直樹	長井達也	新潟県新潟市中央区西馬越 3-5	R8. 08. 04
田口たかはげます会	五十嵐寿	本山文雄	新潟県長岡市神田町 3-1-3	R8. 09. 04
田口のりひと後援会	田口紀仁	武本昌之	新潟県柏崎市北斗町 1-37 リケン労働 組合内	R8. 09. 29
手じまみつる後援会	手嶋満	石崎昭衛	新潟県北蒲原郡聖籠町藤寄265	R8. 08. 12
新潟の次代をつくる会	野口光晃	野口吉泰	新潟県新潟市西区小針南台 8-15	R8. 10. 05
野澤修後援会	野澤修	佐藤雅裕	新潟県新潟市中央区神道寺 2-1-6	R8. 10. 02
長谷川さとの後援会	長谷川智	長谷川智	新潟県東蒲原郡阿賀町白崎2579-5	R8. 08. 31
間島ひろひで柏熱会	間島博英	間島菜穂美	新潟県柏崎市豊町 1-78	R8. 10. 06
山本あきこと未来を作る会	大原八重子	阿部信一	新潟県新潟市西蒲区巻乙209-1	R8. 07. 31
横山えみ後援会	横山恵美	横山恵美	新潟県北蒲原郡聖籠町藤寄242-2	R8. 08. 07
渡辺武志後援会	渡辺武志	渡辺巴都	新潟県新発田市本田辛893-4	R8. 09. 25

◎新潟県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党新潟第1支部	小池幸夫	主たる事務所の所在地	新潟県佐渡市秋津814	新潟県新潟市東区紫竹7-14-1 サジャ・イーストC棟202	R8. 08. 07
参政党新潟第4支部	大矢寿乃	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	小池幸夫 新潟県柏崎市桜木町13-21	吉田和広 新潟県小千谷市片貝町5104番地	R8. 08. 06
参政党新潟第5支部	高野直行	代表者の氏名 主たる事務所の所在地	大矢寿乃 新潟県上越市大町4-3-5 龍ビルⅡ201	太刀川敬一 新潟県上越市春日山町1丁目21番25号	R8. 03. 31
自由民主党新潟県歯 科技工士支部	菅井昭彦	代表者の氏名 会計責任者の氏名 代表者の氏名	高野直行 石山豊子 菅井昭彦	芳川博美 伊崎博幸 上野博	R8. 05. 23

会計責任者の氏名

上野博

縄吉秋

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
浅野ちひろ後援会	下村和久	代表者の氏名	下村和久	石田雅人	R8. 08. 15
加茂市医師連盟	永井雅昭	会計責任者の氏名	皆川豊	永井雅昭	R8. 07. 14
衣川広志後援会	衣川広志	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市中沢 3-63 第 1 家老ビル 1 階	新潟県長岡市悠久町 1 丁目 1106-3	R8. 03. 30
黒岩たかひろ後援会	佐藤十九一	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市諏訪町 3-2-19	新潟県新発田市中央町 2-4-21	R7. 06. 01
小坂井てつお後援会	馬場哲二	代表者の氏名 会計責任者の氏名	川久保孝子 馬場哲二	近山修 高橋健一	R8. 09. 01
上越経済人連盟	山田知治	代表者の氏名	山田知治	高橋信雄	R8. 08. 01
税理士による高鳥修一後援会	廣瀬武治	主たる事務所の所在地	新潟県上越市東本町 4-6-12 玉井和浩税理士事務所内	新潟県上越市本町 2-4-7 廣瀬武治税理士事務所内	R8. 03. 20
関たかし後援会	若井武美	代表者の氏名 会計責任者の氏名	若井武美 平岡照彦	多川政人 関多紀子	R8. 04. 23
高鳥修一後援会	山田知治	代表者の氏名	山田知治	高橋信雄	R8. 09. 12
高橋みさと後援会	三瓶美里	代表者の氏名 会計責任者の氏名	三瓶美里 三瓶美里	高橋美里 高橋美里	R7. 11. 03
中川幹太後援会	秋山三枝子	代表者の氏名	田原正彦	飯野勇人	R8. 03. 10
新潟県歯科医師連盟 加茂支部	青柳敏彦	主たる事務所の所在地	新潟県加茂市下条甲 503-16 あおやぎ歯科医院内	新潟県加茂市旭町 13-25	R7. 06. 19
新潟県歯科技工士連盟	菅井昭彦	代表者の氏名	菅井昭彦	上野博	R8. 05. 23
新潟県社会保険労務士政治連盟	大橋将人	代表者の氏名 会計責任者の氏名	大橋将人 中浜肇	藤田英樹 岩崎孝秋	R7. 05. 30 R7. 04. 01
新潟県私立幼稚園振興連盟	石田明義	主たる事務所の所在地	新潟県新潟市北区嘉山 533 小鳥の森こども園内	新潟県新潟市西区坂井東 1 丁目 6 番 8 号	R8. 05. 19
新潟県中小企業政治連盟	浜田忠博	代表者の氏名 会計責任者の氏名	小池祐太郎 庭山義彦	中野程生 八木威	R8. 06. 15
二階堂かおる後援会	小島慎二	主たる事務所の所在地	新潟県新発田市中央町 3-7-14	新潟県新発田市緑町 2 丁目 6-44-3	R8. 09. 01
日本薬業政治連盟新潟県支部	茂木稔之	代表者の氏名	岡田雅幸	片野正紀	R8. 07. 01

日本酪農政治連盟新潟県支部	神田豊広	会計責任者の氏名	永井充	神田豊広	R7. 07. 17
米山隆一後援会	上村國喜	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市旭町2-3-31プラザ・コバヤシ1F	新潟県長岡市千秋1丁目253-5	R8. 05. 27
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
隆政会	米山隆一	主たる事務所の所在地	新潟県長岡市旭町2-3-31プラザ・コバヤシ1F	新潟県長岡市千秋1丁目253-5	R8. 05. 27
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体	

◎新潟県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部	中村真衣	R7. 11. 15

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小川とおる後援会	小川徹	R8. 05. 24
さかい大志後援会	坂井大志	R7. 07. 31
関常幸後援会	関常幸	R8. 08. 01
中村まい後援会	中村真衣	R7. 11. 15
中山しんじ後援会	池田弘	R7. 12. 31
長谷川さとる後援会	長谷川智	R8. 08. 28

◎新潟県選挙管理委員会告示第81号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和8年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
-----------------------	-------	-----------	------------	-------

石田義明	市議会議員	石田義明後援会	新潟県見附市釈迦塚町643	R8. 07. 28
田口紀仁	市議会議員	田口のりひと後援会	新潟県柏崎市北斗町 1 - 37リケン 労働組合内	R8. 09. 28

◎新潟県選挙管理委員会告示第82号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

資金管理団体 の届出をした 者の氏名	資金管理団体の 名称	異動事項	新	旧	異動年月日
米山隆一	隆政会	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市旭町 2 - 3 - 31 プラザ ・コバヤシ 1 F	新潟県長岡市千秋 1 丁目253 - 5	R8. 05. 27

◎新潟県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第 3 項第 1 号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取消年月日
今田亜樹	今田あき後援会	R8. 03. 31
小川徹	小川とおる後援会	R8. 05. 24

◎新潟県選挙管理委員会告示第84号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、長岡市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和 8 年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
長岡リリックホール	長岡市千秋 3 丁目 1356番地 6	コンサートホール シアター	846. 20 422. 50	令和 8 年10月 9 日

◎新潟県選挙管理委員会告示第85号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

令和 8 年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
妙高市杉野沢総合センター	妙高市大字杉野沢 2030番地	体育館	162.00	令和 8 年 9 月 25 日

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

令和 7 年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和 8 年10月30日

新潟県監査委員 井 上 智 美

新潟県監査委員 与 口 善 之

新潟県監査委員 小 泉 勝

新潟県監査委員 樺 澤 尚

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
病院局	<p>【本庁】</p> <p>1 当初調製した決算関係書類において、会計処理の誤りがあり、診療収益259,809,571円及び材料費90,719,471円が計上されていなかった。 地方公営企業法等に基づく適正な会計処理を行われたい。</p> <p>2 過年度未収金について、決算日現在、2,267件48,108,324円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努めるとともに、固定化した未収金の解消に向けた取組についても一層強化されたい。</p> <p>【妙高病院】</p> <p>1 中央材料室エアコン交換について、経費執行伺による支出負担行為の決定をせずに契約事務を執行していた。 病院局財務規程に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>2 過年度未収金について、決算日現在、88件1,534,533円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。</p> <p>【中央病院】</p> <p>1 当初調製した決算関係書類において、会計処理の誤りがあり、診療収益259,809,571円が計上されていなかった。</p>	<p>1 決算関係書類の調製において、会計処理の誤りが生じないよう改めて局内に留意事項等の周知を徹底することなどにより、今後は、地方公営企業会計法等に基づく適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>2 過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。 また、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 財務規程を再確認のうえ、職員への周知を徹底し、今後は、財務規程に基づき、適正な処理を行ってまいります。</p> <p>2 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。 また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減や、固定化の解消に一層努めてまいります。</p> <p>1 本件を課内全体で共有し、担当者の変更時においてもチェック機能がはたらく組織体制を整え、今後は、地方公営企業会計法等に基</p>

	<p>地方公営企業法等に基づく適正な会計処理を行われたい。</p> <p>2 退院支援計画書の誤交付など、計10件の個人情報の漏えい・紛失があった。 個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>3 過年度未収金について、決算日現在、3,219件62,452,805円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【十日町病院】</p> <p>1 住居手当について、居住の実態がないにもかかわらず支給停止としなかったため、令和6年12月から令和8年1月までの14月の間、過支給となったものが1件378,000円あった。 支給要件の確認を徹底されたい。</p> <p>2 診療情報等が記載された書類の誤送付など、計2件の個人情報の漏えいがあった。</p>	<p>づく適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>2 個人情報の取扱いの重要性については、以下のとおり改めて職員に対して周知徹底し、再発防止に努めてまいります。 医療クラークについては、月1回のリーダーミーティングで対応を確認します。また、全員に対して3カ月に1回程度、メール配信で注意喚起を行います。 看護師については、事故発生時に安全管理室からインシデントとして周知し注意喚起を行います。 また、業務改善計画を立案し、その取り組みを評価します。 患者に渡す書類をチェックリストに従って確認し、真に必要な書類のみ交付します。 紙で保存する患者用ファイルは1患者1ファイルとすることを徹底します。</p> <p>3 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。 また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 住居手当支給者の書類確認を徹底するとともに、今後職員の結婚等を把握した場合は、住居にも変更がないかを確認し、適切に届出を提出させるなど、給与手当の変更措置を遺漏なく行うよう努めてまいります。</p> <p>2 漏洩が発生した部署において再発防止策を策定するとともに、管理会議、運営連絡会議にて職員全体に注意喚起を行ったところであ</p>
--	---	---

	<p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>3 過年度未収金について、決算日現在、1,074件27,087,588円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。</p> <p>【精神医療センター】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在、215件7,381,150円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【がんセンター新潟病院】</p> <p>1 器械備品12点について、不用決定をせずに廃棄していた。</p> <p>病院局財務規程に基づいた事務処理を行われたい。</p> <p>2 過年度未収金について、決算日現在、1,511件36,271,267円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているので、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額</p>	<p>り、個人情報の取扱いの重要性を共有し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>3 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減や、固定化の解消に一層努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 今後は、病院局財務規程に基づく適正な事務処理を行った後に廃棄するよう、院内に十分な注意喚起を行うことで、再発防止に努めてまいります。</p> <p>2 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務</p>
--	--	--

	<p>の早期収納に努めるとともに、発生予防対策や固定化した未収金の解消についても一層強化されたい。</p> <p>【新発田病院】</p> <p>1 検査結果等が記載された書類の誤交付など、計4件の個人情報の漏えい・紛失があった。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p> <p>2 当初調製した決算関係書類において、会計処理の誤りがあり、材料費90,719,471円が計上されていなかった。</p> <p>地方公営企業法等に基づく適正な会計処理を行われたい。</p> <p>【坂町病院】</p> <p>検査結果等が記載された書類の誤交付など、計2件の個人情報の漏えいがあった。</p> <p>個人情報の取扱いに留意し、再発防止の徹底に努められたい。</p>	<p>を委託して、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減や、固定化の解消に一層努めてまいります。</p> <p>1 書類交付の際には氏名の確認、照合を行うことを改めて周知するとともに、院内の書類送付や廃棄手順を見直すなど再発防止に努めてまいります。</p> <p>2 決算関係書類の調製にあたっては、地方公営企業法等に基づく会計処理及び確認を徹底し、適正な会計処理に努めてまいります。</p> <p>個人情報を含み交付するすべての書類において、氏名に誤りがないか確認のうえ、交付する際の本人確認等を徹底します。</p> <p>また、全スタッフへ個人情報取扱いの重要性について説明するとともに、事案と対策を共有し、再発防止に努めてまいります。</p>
--	---	---

監 査 結 果 報 告 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 8 年10月30日

新潟県監査委員 井 上 智 美
新潟県監査委員 与 口 善 之
新潟県監査委員 小 泉 勝
新潟県監査委員 樺 澤 尚

1 監査の基準

新潟県監査基準（令和2年2月25日監査委員決定）に基づき実施した。

2 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに同条第2項に規定する事務の執行（以下「財務事務の執行等」という。）を対象として監査を実施した。

3 監査の着眼点（評価項目）

監査委員による監査は、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から監査するものである。

4 監査の実施内容

財務事務の執行等について、新潟県監査基準に基づき、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認などの方法により監査を実施した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

5 監査の結果

財務事務の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、概ね適正に行われているが、一部において是正又は改善を要する事項等が認められた。

【監査結果の区分（是正又は改善を要する事項等）】

区 分	内 容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの

監査対象所属ごとの監査結果は、次のとおりである。

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
広報広聴課	令和 8 年 8 月 5 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
地域政策課	令和 8 年 8 月 5 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
I C T推進課	令和 8 年 7 月 27 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(総務部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
法務文書課	令和 8 年 8 月 7 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
県民生活課	令和 8 年 8 月 28 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
大学・私学振興課	令和 8 年 8 月 3 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項
管財課	令和 8 年 7 月 27 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 行政財産の目的外使用許可に伴う電気料 の支払分担契約について、契約書が作成さ れていなかった。 財務規則に基づいた事務処理を行われた い。 2 物品の管理について、映写機等 2 点を亡 失していた。 物品の管理を徹底されたい。 (注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
こども家庭課	令和 8 年 8 月 5 日	令和 7 年度	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 児童扶養手当返納金について、決算日現在、 過年度調定分45件6,566,170円が未納となっ ていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項

中央福祉相談センター	令和8年7月28日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>(指摘事項) こども家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分327件3,328,430円が未納となっていた。 件数、金額ともに増加しているため具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 歳入の収納に関する事項</p>
------------	-----------	-------	---------------------------	---

(産業労働部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業立地課	令和8年8月7日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。

(観光文化スポーツ部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
文化課	令和8年9月1日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>(指摘事項) 「徳川十五代將軍展～国宝・久能山東照宮の名宝～」共催費負担金について、変更協定書が作成されていなかった。 財務規則に基づいた事務処理を行われたい。</p> <p>(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項 補助金の交付に関する事項</p>

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
河川管理課	令和8年9月7日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>(注意事項) 交通事故に関する事項</p>

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
港湾振興課	令和8年9月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。
空港課	令和8年9月8日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	<p>(注意事項) 支出事務手続に関する事項</p>

(出納局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
管理課	令和8年8月18日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 適正と認めた。
会計検査課	令和8年8月18日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	令和8年7月6日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域振興グループ	令和8年8月28日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	令和8年8月28日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	

(指摘事項)
物品（除雪ドーザ2台、小形除雪車1台）
について、不用決定をせずに処分していた。
物品会計規則に基づいた事務処理を行われたい。

(注意事項)
収入事務手続に関する事項
県管理施設の維持管理に関する事項
個人情報等の取扱いに関する事項

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域振興グループ	令和8年7月9日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
農林水産振興部	令和8年7月13日から 令和8年7月14日まで	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項
地域整備部	令和8年7月9日から 令和8年7月10日まで	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 過誤払いに関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
高等学校教育課	令和8年8月28日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県奨学金貸付金等収入について、決算 日現在、過年度調定分1,098件42,991,785円 が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
生徒指導課	令和8年9月16日	令和7年度	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 個人情報等の取扱いに関する事項 (注意事項) 支出事務手続に関する事項

教育委員会公告

令和9年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について(公告)

令和9年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

令和8年10月30日

新潟県教育委員会 教育長 太田 勇 二

1 全日制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普 通	3 学級	120人
村上桜ヶ丘高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
中条高等学校	普 通	2 学級	80人
新発田高等学校	普 通 理 数 計	6 学級 1 学級 7 学級	240人 40人 280人
新発田南高等学校	普 通 機械工学 建築工学 土木工学 電子情報工学 計	4 学級 1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 8 学級	160人 40人 40人 40人 40人 320人
新発田農業高等学校	生物資源 食品科学 環境科学 計	2 学級 1 学級 1 学級 4 学級	80人 40人 40人 160人
新発田商業高等学校	商 業	3 学級	120人
阿賀野高等学校	普 通	1 学級	40人
新潟高等学校	普 通 理 数 計	6 学級 2 学級 8 学級	240人 80人 320人
新潟中央高等学校	普 通 普通(学究コース) 食 物	4 学級 2 学級 1 学級	160人 80人 40人

	音楽計	1 学級 8 学級	40人 320人
新潟南高等学校	普通 普通（理数コース）計	7 学級 1 学級 8 学級	280人 40人 320人
新潟江南高等学校	普通	7 学級	280人
新潟西高等学校	普通	7 学級	280人
新潟東高等学校	普通	6 学級	240人
碧高等学校	普通 （単位制）	4 学級	160人
新潟工業高等学校	IT工学 メカトロニクス工学 都市工学 建築工学 環境化学計	1 学級 2 学級 1 学級 2 学級 1 学級 7 学級	40人 80人 40人 80人 40人 280人
新潟商業高等学校	総合ビジネス 情報処理 国際教養計	4 学級 2 学級 2 学級 8 学級	160人 80人 80人 320人
新潟向陽高等学校	普通 （単位制）	5 学級	200人
巻高等学校	普通 （単位制）	6 学級	240人
巻総合高等学校	総合 （単位制）	4 学級	160人
新津高等学校	普通	6 学級	240人
新津工業高等学校	工業マイスター 生産工学 ロボット工学 日本建築計	1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 4 学級	40人 40人 40人 30人 150人
新津南高等学校	普通	2 学級	80人
白根高等学校	普通	1 学級	40人
五泉高等学校	総合 （単位制）	5 学級	200人
村松高等学校	普通	1 学級	40人
阿賀黎明高等学校	普通	1 学級	40人
三条高等学校	普通 理数計	5 学級 1 学級 6 学級	200人 40人 240人
三条東高等学校	普通	5 学級	200人
新潟県央工業高等学校	機械加工 電子機械 情報電子 建設工学計	1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 4 学級	40人 40人 40人 40人 160人
三条商業高等学校	総合ビジネス	3 学級	120人
吉田高等学校	普通	2 学級	80人

分水高等学校	普 通	2 学級	80人
加茂高等学校	普 通	3 学級	120人
加茂農林高等学校	生産技術 環境緑地 食品技術 生物工学 計	1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 4 学級	40人 40人 40人 40人 160人
長岡高等学校	普 通 理 数 計	5 学級 2 学級 7 学級	200人 80人 280人
長岡大手高等学校	普 通 家 政 計	5 学級 1 学級 6 学級	200人 40人 240人
長岡向陵高等学校	普 通	5 学級	200人
長岡農業高等学校	生産技術 園芸科学 食品科学 計	1 学級 1 学級 1 学級 3 学級	40人 40人 40人 120人
長岡工業高等学校	機械工学 電気電子工学 物質工学 産業デザイン 計	1 学級 2 学級 1 学級 1 学級 5 学級	40人 80人 40人 40人 200人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	4 学級	160人
正徳館高等学校	普 通	1 学級	40人
栃尾高等学校	総 合 (単位制)	1 学級	40人
見附高等学校	普 通	2 学級	80人
柏崎高等学校	普 通	5 学級	200人
柏崎常盤高等学校	普 通	2 学級	80人
柏崎総合高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
柏崎工業高等学校	機械創造 電気技術 環境化学 計	1 学級 1 学級 1 学級 3 学級	40人 40人 40人 120人
小千谷高等学校	普 通	4 学級	160人
小千谷西高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
小出高等学校	普 通	3 学級	120人
国際フロンティア高等学校	グローバル探究 (単位制)	2 学級	80人
六日町高等学校	普 通	5 学級	200人
八海高等学校	普 通	2 学級	80人
塩沢商工高等学校	地域創造工学 商 業 計	1 学級 1 学級 2 学級	40人 40人 80人
十日町高等学校	普 通 クロス探究	3 学級 1 学級	120人 40人

	計	4 学級	160人
十日町総合高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
松代高等学校	普 通	2 学級	80人
高田高等学校	普 通 理 数 計	5 学級 1 学級 6 学級	200人 40人 240人
高田北城高等学校	普 通 生活文化 計	4 学級 1 学級 5 学級	160人 40人 200人
高田農業高等学校	生物資源 食品科学 農業土木 計	2 学級 1 学級 1 学級 4 学級	80人 40人 40人 160人
上越総合技術高等学校	機械創造工学 電気情報 建築環境 土木防災 計	1 学級 1 学級 1 学級 1 学級 4 学級	40人 40人 40人 40人 160人
高田商業高等学校	総合ビジネス	2 学級	80人
有恒高等学校	普 通	1 学級	40人
新井高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
糸魚川高等学校	普 通	3 学級	120人
糸魚川白嶺高等学校	総 合 (単位制)	2 学級	80人
海洋高等学校	水産資源 海洋開発 計	1 学級 1 学級 2 学級	40人 40人 80人
佐渡高等学校	普 通	4 学級	160人
両津キャンパス	普 通 (単位制)	1 学級	40人
羽茂高等学校	普 通	1 学級	40人
佐渡総合高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人

募集方法について

- 新発田南高等学校は、「機械工学科」、「建築工学科」、「土木工学科」、「電子情報工学科」を工業科として募集する。
- 新潟工業高等学校、新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、高田農業高等学校、上越総合技術高等学校、海洋高等学校は、それぞれ全学科を一括して募集する。

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通 (午前部) (単位制)	1 学級	35人
西新発田高等学校	普通 (午前部) (単位制)	2 学級	70人

新潟翠江高等学校	普通（午前部） （単位制）	1 学級	35人
長岡明德高等学校	普通（午前部） （夜間部） （単位制） 計	3 学級 1 学級 4 学級	105人 35人 140人
出雲崎高等学校	普通（午前部） （単位制）	1 学級	35人
堀之内高等学校	普通（午前部） （単位制）	2 学級	70人
十日町高等学校	普通	1 学級	40人
高田南城高等学校	普通（午前部） （単位制）	2 学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通（午前部） （単位制）	1 学級	35人

3 通信制の課程

学 校 名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普通	若干人
高田南城高等学校	普通	若干人

令和9年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集について（公告）

令和9年4月県立中学校及び県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

令和8年10月30日

新潟県教育委員会 教育長 太田 勇二

1 県立中学校

学 校 名	学級数	生徒数
柏崎高等学校附属中学校	1 学級	35人

2 県立中等教育学校

学 校 名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2 学級	70人
燕中等教育学校	2 学級	70人
津南中等教育学校	2 学級	70人
直江津中等教育学校	2 学級	70人

出願資格

県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、令和9年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者（児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者

令和8年度実施新潟県立学校実習助手採用試験選考検査の実施について（公告）

令和8年度実施新潟県立学校実習助手採用選考検査を次のとおり実施する。

令和8年10月30日

新潟県教育委員会 教育長 太田 勇二

採用及び勤務地について

◆ 県立学校実習助手の採用について

令和8年度実施は、県立高等学校「理科」「農業」「工業」で募集します。

1 検査の目的

新潟県立学校の実習助手の採用に当たって、選考の資料を得ることを目的とします。

2 出願種別及び募集地区・採用予定数

(1) 一般選考

出 願 種 別	採 用 予 定 数
ア 県立高等学校実習助手「理科」	2 人程度
イ 県立高等学校実習助手「農業」	3 人程度
ウ 県立高等学校実習助手「工業」	6 人程度

(2) 障害者特別選考

出 願 種 別	採 用 予 定 数
ア 県立高等学校実習助手「理科」	若干人
イ 県立高等学校実習助手「農業」	若干人
ウ 県立高等学校実習助手「工業」	若干人

3 出願の資格

(1) 一般選考

ア 学校教育法第 9 条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

イ 昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた者

ウ 高等学校又は中等教育学校を卒業した者、令和 9 年 3 月 31 日までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者及び学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 障害者特別選考

「(1) 一般選考」に加えて、以下の要件を必要とします。

「身体障害者手帳、療育手帳、又は、精神障害者保健福祉手帳」（以下「障害者手帳」という。）の交付を受けている者（身体障害者については、その程度が 1 級から 6 級までの者）

※ 出願時に、実習助手採用受検願書の出願種別「障害者特別選考」に○を記入し、「障害者手帳の写し」をご提出いただくことにより、障害者特別選考の受検を認めます。（障害者手帳の写しを提出されない方は、一般選考で受検となります。）

4 主な職務内容及び勤務場所等

県立高等学校実習助手「理科」「農業」「工業」

(1) 職務内容

- ・理科 普通高校等で、物理・化学・生物・地学の実験指導、器材道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- ・農業 農業高校等で、野菜・草花・果樹等の栽培、畜産、測量等の実習指導、農場・道具等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。
- ・工業 工業高校等で、機械・電気・建築・土木・工業化学・電子等の実習指導、実習機器等の保守・整理整頓などの業務に従事する他、教員としての校務にあたる。

(2) 勤務場所 県立高等学校

(3) その他

- ・職務内容に関係した実務経験や資格を有することが望ましい。
- ・採用に当たり勤務地は希望できない。
- ・人事異動については、教諭に準じて取り扱う。
- ・学校の統廃合等により、担当する教科等を変更することがある。

5 選考の日時・場所・内容

(1) 一般選考

県立高等学校実習助手「理科」「農業」「工業」（障害者特別選考を含む。）

選考は、出願書類審査、筆答検査（一般教養検査）及び個人面接を行います。

（ただし、一般教養検査には、出願種別に応じて「理科」「農業」または「工業」の基礎的内容を含みません。）

ア 日 時 令和 8 年12月12日（土）午前 9 時00分から午後 5 時00分まで

イ 場 所 新潟県庁（新潟市中央区新光町 4 番地 1）

ウ 内 容 筆答検査（一般教養検査）・個人面接検査

※ 詳細については、出願後、受検願書受理通知を送付する際に明示します。

(2) 障害者特別選考

原則として、一般選考受検者と同様の検査を行います。出願種別や教科等、障害の程度により、筆答検査の一部を変更する場合があります。また、点字、拡大文字、手話、車いす、口頭による試問等、必要に応じて対応します。

6 出願について

(1) 用紙の交付

出願の所定用紙は、令和8年10月30日(金)から交付します。

所定用紙は下記ホームページからダウンロードすることができます。この場合、所定用紙は上質紙(白)に両面印刷してください。

高等学校教育課ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

なお、直接交付を希望する場合は、新潟県教育庁高等学校教育課管理係において交付します。(ただし、土曜日、日曜日、新潟県の休日を定める条例1号に定める休日を除く。)

郵送で請求する場合は、返信用封筒(角形2号に180円切手を貼り、請求者の郵便番号、宛先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。封筒はのり付き封筒を用いてください。)を必ず同封してください。

また、封筒の表には「実習助手受検願書請求」と朱書してください。

(2) 出願書類の提出方法・期限

願書は、「特定記録郵便」による郵送のみ受け付けます。

令和8年10月30日(金)から令和8年11月20日(金)までの間に郵送で提出してください。11月20日(金)の消印まで有効です。封筒の表には、「実習助手受検願書在中」と朱書してください。

(3) 出願に必要な書類

ア 受検願書(所定の用紙)

※ 障害者特別選考で、受検上特別な配慮を必要とする場合は、所定欄に具体的に記載してください。

イ 自己申告カード(所定の用紙)

ウ 最終学校の「卒業・修了証明書」、在学する学校の「卒業・修了見込み証明書」、「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」のいずれか

エ 最終卒業・修了学校又は在学する学校の学業成績証明書または単位取得証明書

(証明者において厳封したものであること。)

※ ウで「高等学校卒業程度認定試験合格証明書」を提出する場合は不要です。また、最終学校の学業成績証明書または単位取得証明書が取得不能の場合は、9(5)の照会先へ連絡してください。

オ 通知用封筒2枚

※ 長形3号に110円切手を貼り、郵便番号、宛先を明記し、氏名には「様」を必ず付記してください。また、封筒はのり付き封筒を用いてください。速達を希望する場合は速達代金の切手を貼り、速達であることを朱書してください。

障害者特別選考の出願の手続は一般選考と同様ですが、「6(3) 出願に必要な書類」の他、障害者手帳の写しを提出してください。

7 要項請求先及び出願先

郵便番号 950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県教育庁高等学校教育課管理係

※ 新潟県庁専用郵便番号「950-8570」を記載した場合は、住所の記載を省略できます。

8 検査結果の通知

選考検査の結果は、令和9年1月中旬までに通知します。

※ なお、不合格になった者全員に対して、上記通知の中で本人の選考検査の評定を通知します。

9 その他

(1) 受検願書を提出した者に対しては、受検願書受理通知(検査日時、場所、日程、持参品等併記)を送付します。

(2) 提出した書類は返却しません。

- (3) 給与は、当県の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。
- (4) 令和 8 年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無の確認（犯罪事実確認）が必要となります。確認の結果、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）には、児童対象性暴力等の防止のための措置を講じる必要があります。このため、本県においては、採用までの間に、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することとし、その結果、特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、内定の取消し等の措置を講じることとなります。
- (5) 検査に関する照会は下記に行ってください。

新潟県教育庁高等学校教育課管理係

電話 025-285-5511（代）（内線3878） 検査当日の電話 025-280-5610